附　則

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第一項第一号の改正規定（同号ニ及びホに係る部分に限る。）及び第五条第一号の改正規定　平成二十四年四月一日

二　第四条第一項第一号の改正規定（同号ニ及びホに係る部分を除く。）及び次項から附則第四項までの規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

2　改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項（第一号ニ及びホに係る部分を除く。）の規定は、前項第二号に定める日以後に内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項の規定による告知書の提出の際に提示する同項に規定する書類について適用し、同日前に同項の規定による告知書の提出の際に提示した同項に規定する書類については、なお従前の例による。

3　入管法等改正法附則第十五条第二項に規定する中長期在留者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規則第四条第一項の規定の適用については、同項第一号チ中「在留カード又は」とあるのは「在留カード、」と、「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項に規定する外国人登録証明書」とする。

4　前項の規定は、入管法等改正法附則第二十八条第二項に規定する特別永住者の同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日が経過するまでの期間における新規則第四条第一項の規定の適用について準用する。

○財務省令第三十二号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百七号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の三の二第三項において準用する同法第十条の三第三項、同法第十七条の三の二第三項において準用する同法第十七条の三第三項、同法第二十五条の三の二第三項において準用する同法第二十五条の三第三項、同法第三十八条の二第九項、同法第四十条第一項及び同法第四十条の五、同法第十七条第一項及び第二十五条第一項の規定により法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同条第四項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十二条の二第七項、第十七条の二第三項、第二十二条の二第五項並びに第二十九条の二第三項及び第六項の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　財務大臣　安住　淳

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第一項の」を「第九条の二第一項の」に改め、同項第四号中「第十条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項の」を「第九条の二第二項の」に改め、同項第四号中「第十条第二項」を「第九条の二第二項」に改める。

第三条の二第一号中「東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第三十七条第一項」を「同号の第一欄」に、「同表の第一号」を「同号」に改める。

第三条の三中「第十条の三第二項」を「第十条の三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第三条の三の二　法第十条の三の二第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十二条の三の二第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ　平成二十三年三月十一日以前から勤務している者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1)　労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿

(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から勤務していることを明らかにする書類

ロ　平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者　その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十二条の三の二第一項第一号に規定する避難対象区域（(3)及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第十二条の三の二第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第五条の三第二項第一号中「受けた東日本大震災復興特別区域法」の下に「（平成二十三年法律第百二十二号）」を加える。

第六条の二第一号中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項」を「同号の第一欄」に改め、同条を第六条の二の二とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第六条の二　法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における同条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実等」とあるのは「事実等）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ(2)において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）と、同号ロ(2)中「定める債権」とあるのは「定める債権（震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実にあっては、当該各号に規定する債権）」とする。

第六条の三中「第十七条の三第二項」を「第十七条の三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。